



令和8年4月

別府市 産後ケア事業のご案内



別府市では、産後のお母さんのお困りに対応するため、産科などの医療機関、助産所において宿泊・日帰り・訪問で、お母さんと赤ちゃんのケアや授乳指導・育児相談等を受けることができる産後ケア事業を行っています。市が利用料を補助いたしますので、通常よりお安い金額でご利用することができます。令和8年4月1日から宿泊型・デイサービス型の食事代は自己負担となりますので、各施設ごとの食事代をご確認ください。

利用できる方

【別府市に住民登録のある生後1歳未満の赤ちゃんとお母さん】

- ・産後ケアを希望する方 ※感染症や入院・治療の必要がある場合は利用できません



内容

宿泊やデイサービス（日帰り）、訪問で助産師等の専門スタッフから心身のケアや育児に関するサポートを受けることができます

- お母さんの心身ケア：健康状態のチェックや乳房ケア、産後の生活のアドバイスなど
- 育児のサポート：赤ちゃんの健康状態や体重・栄養方法の確認、授乳や沐浴の指導など

事後アンケート(毎回)

利用できる回数

7回 ≪宿泊型（1泊2日を1回と数えます）、デイサービス型、訪問型の合計です≫



今後のより良い事業運営のため、皆さまのお声をお聞かせください。産後ケアご利用後、上記二次元コードから入力をお願いします。

利用料・利用時間

- ・利用申請書兼承認・不承認通知書に記載された自己負担額を利用施設にお支払いください
- ・産後ケア事業対象外の経費（ミルクやおむつなど消耗品に係る費用）又は、きょうだい児の受入に係る費用等は、利用施設の別途請求に応じて支払いが必要となります
- ・食事代は自己負担となります(施設ごとに異なります)

宿泊型	: 3,000円 + 食事代3食分	午前10時～翌日午前10時(1泊2日)
デイサービス型	: 1,500円 + 食事代1食分	午前10時～午後4時
訪問型	: 1,000円	午前10時から午後5時までの間の2時間 (多胎の場合は3時間)

- ・生活保護世帯・住民税非課税世帯の方は利用料のみ無料となりますが、食事代は自己負担となります

利用可能な施設一覧



利用方法

- ①予約：ご自身で利用施設へ空き状況等を問い合わせ、利用の予約をします
- ②申請： **利用希望日の5日前（土日祝日・年末年始を除く）までに申請**をしてください。
別府市保健センター窓口・妊娠届出時・赤ちゃん訪問時に発行したID番号（クリーム色カード記入）をお手元に準備し、二次元コードを読み取り、電子申請をお願いします
ただし、**利用希望日の5日前（土日祝日・年末年始を除く）を過ぎた場合は、別府市保健センター窓口にて申請**をお願いします。
- ③利用申請書に基づき審査をした結果、承認・不承認通知書を市から郵送いたします。審査の結果、不承認となる場合もあります（生後1歳を過ぎている場合など）

注意事項

- 令和8年4月以降に宿泊型、デイサービス型のサービスを利用予定の方で、サービス利用前日16時以降にキャンセルした場合は、キャンセル料が発生し、利用者負担となりますのでご了承ください。
- 令和8年4月以降に宿泊型・デイサービス型を利用される方は、食事代は自己負担となります。また産後ケア事業対象外の経費（ミルクやおむつなど消耗品に係る費用）やきょうだい児の受入に係る費用等は、利用施設の別途請求に応じて支払いが必要となりますのでご了承ください。
- 訪問型利用予約された方へ自宅の場所や駐車スペース等の確認のために、前日までに利用施設より電話があります。利用当日の10時までに連絡が取れない場合はキャンセルとなりますのでご注意ください。
- 申し込み済みの利用日をやむを得ず変更又はキャンセルする場合は、速やかに別府市子ども家庭課及び利用施設に連絡をお願いします。

お問合せ・申請先
別府市子ども家庭課
(別府市保健センター内)
〒874-0931
別府市西野町15番33号
TEL 21-1117